

## ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について

輸出注意事項2019第39号(R1. 8. 13)

最終改正:輸出注意事項2020第42号(R2. 12. 28)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書に掲げるワニ目（C r o c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）の輸出に伴い必要なワニ皮タグ（条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の発行手続等について、下記のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

なお、本手続に基づいて発行されたワニ皮タグを「再輸出タグ」という。

### 記

#### 1. 申請対象

以下のいずれかに該当する場合

- (1) 輸入したワニ目の種の皮等を分割することなく形状を変えずに輸出する場合であって、輸入時に皮等に付されていたワニ皮タグが外れた場合
- (2) 輸入したワニ目の種の皮等を分割して輸出する場合

#### 2. 提出書類

(1) 再輸出タグ発行申請書 【様式1】

(2) 皮等の分割が確認できる写真又は図（断片識別情報を記載のこと。）（上記1.（2）に該当する場合に限る。）

(注) 本申請は、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）及び「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）又は「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（平成22年6月23日付け平成22・06・14貿局第1号）による手続きと併せて行うものとする。

#### 3. 再輸出タグの返却等

ワニ目の種の皮等の輸出承認を受けた後に、その輸出の全部又は一部が実施されなかった場合は、次のとおりとする。

(1) 承認期限の3か月後までに「ワニ目の種の皮等輸出不実施報告書」【様式2】を担当課室あてに提出すること。

(2) 使用しなかった再輸出タグを返却すること。

(3) 輸出の一部が実施されなかった場合は輸出承認証の写し、輸出の全部が実施されなかった場合は輸出承認証の原本及び条約に基づく日本国許可・証明書も併せて提出すること。（ただし、輸出承認申請が電子申請であって、輸出承認証の紙交付されていない場合は、輸出承認証の写し又は原本の提出は不要。）

(注) 上記手続が履行されなかった場合は、その時点で輸出しなかった皮等を後日輸出することができなくなることがあるので、注意すること。

#### 4. 申請窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1723

【様式1】

受付番号 ※経済産業省使用欄
-------------------

再輸出タグ発行申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名

「ワニ目の種の皮等」に付す再輸出タグの発行を申請します。

発行を申請する再輸出タグの個数	個
-----------------	---

- 本申請は、輸入時にワニ目の種の皮等に付されていたワニ皮タグが、国内流通及び加工の過程で紛失、破損又は除去されてしまったために行うものです。
- 本申請は、輸入したワニ目の種の皮等を分割して輸出するために行うものです。  
なお、皮等の分割は別紙のとおり行いました。

再輸出タグは、併せて申請する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書」に記載のワニ目の種の皮等の輸出のために使用し、当該輸出の全部又は一部が実施されなかった場合に、不要となった再輸出タグは、速やかに経済産業省に返却します。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
FAX番号	

【様式2】

受付番号 ※経済産業省使用欄
-------------------

ワニ目の種の皮等輸出不実施報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

報 告 者  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名

ワニ目の種の皮等の輸出不実施を以下のとおり報告いたします。

輸出承認証番号	
---------	--

- 上記輸出承認番号で承認された輸出の全部を実施しなかったことに伴い、輸出承認証の原本及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書を併せて返却いたします。
- 上記輸出承認番号で承認された輸出の一部を実施しなかったことに伴い、輸出承認証の写し及び輸出を実施しなかったワニ目の種の皮等のワニ皮タグ情報を別紙のとおり併せて提出いたします。
- 不使用となった再輸出タグを返却いたします。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
F A X 番号	